

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携

取引先との品質に関する現地現物での相互研鑽活動（困り事把握）・改善支援を拡大していきます。

また、協力会活動での、安全・品質・カーボンニュートラルなどを題材にした共同研鑽を通じ、連携を強化していきます。

また、業界団体活動への参画により、産官学と連携し業界の発展に努めます。

b. IT 実装支援

受発注システム導入時に、取引先が利用できる共通 EDI 基盤を導入し、活用を進めていきます。

また、従来のメールに加えクラウドを利用したセキュリティレベルの高い情報授受を推進します。

c. 専門人材マッチング

オープンドア・ポリシーの下、広く他社からも人材を受け入れ、サプライチェーン全体の人材育成と連携強化に貢献します。

d. グリーン化の取組み

持続可能な社会の実現に向け、CO₂・廃棄物の削減、部品の再利用化、リサイクルなど、ゼロエミッションに向けた技術開発を取引先と連携し取り組みます。

また、サプライチェーン全体のサステナビリティ向上に向け、環境・人権デューデリジェンスの実施についても、取引先と連携しながら積極的に進めています。

e. 健康経営に関する取組

情報の提供、健康増進活動を取引先と共同で実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう「明示的な協議」を十分に実施の上、決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で取引先と十分に協議し、適切に価格に転嫁します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引先と十分に協議の上で適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、全額現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

弊社の企業理念である、「社会に貢献」、「世界に提供」、「市場を創造」をもとに、持続可能な社会の実現を目指した事業活動を取引先と共に推進していきます。

取引先の困り事を聞き取り、相互信頼に基づいて、現地現物での改善実行支援に取り組んで参ります。

2024年10月1日

トヨタバッテリー株式会社

企 業 名

代表取締役社長 岡田 政道

役職・氏名（代表権を有する者）